

加西市監査公表第9号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表について

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定により公表します。

平成23年3月31日

加西市監査委員	小	谷	融
加西市監査委員	桜	井	光男

加 総 行 第 6 8 3 号

平成 2 3 年 3 月 3 0 日

加西市監査委員 小 谷 融 様

加西市監査委員 桜 井 光 男 様

加西市長 中 川 暢 三

勧告に基づく措置について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 3 年 1 月 2 6 日付加監第 8 9 号で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

（勧告事項）

市長は、浴場に係る水道の使用量を除いた料金を連合会の使用面積により按分する等の合理的方法で連合会が負担すべき使用料を算出し、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までに、連合会に対して、平成 2 1 年 9 月以降の水道に係る使用料の支払を求める措置を講じられるよう勧告する。

（措置内容）

監査委員からの勧告を受けて、指定管理者である社会福祉協議会に対応を指示しました。（平成 23 年 1 月 27 日付）これにより、社会福祉協議会では、合理的な積算方法について、浴場や調理など特殊な使用に伴う水量について実量の計測を行うなどしたうえで、老人クラブ連合会に請求すべき使用料について検討を行うとともに、老人クラブ連合会への経過説明を行い、了解を得ることができました。

以上のような経過の後、結果として勧告どおり平成 21 年 9 月以降の水道に係る使用料について、浴場等の特殊な水量を除いた分について面積按分により請求し、老人クラブ連合会より支払いを受けた旨、社会福祉協議会より報告（平成 23 年 3 月 3 日付、3 月 7 日受理）があったことを報告致します。（詳細別紙のとおり）